

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 報告書骨子（案）

1 はじめに

2 政令、省令及び告示に規定する事項並びに関連する事項

(1) 募集情報の的確な表示（法第12条関係）

イ 的確表示義務の対象となる募集情報の提供方法

法第12条第1項の厚生労働省令で定める方法は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 書面の交付の方法
- ② ファクシミリを利用してする送信の方法
- ③ 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法
- ④ 著作権法第2条第1項第8号に規定する放送、同項第9号の2に規定する有線放送若しくは同項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法

ロ 的確表示義務の対象となる募集情報の事項

法第12条第1項の政令で定める事項は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 業務の内容
- ② 業務に従事する場所、期間及び時間に関する事項
- ③ 報酬に関する事項
- ④ 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
- ⑤ 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（法第13条関係）

○ 継続的業務委託の期間（法第16条も同様）

法第13条第1項の政令で定める期間は、以下の内容とすることが適当である。

- ・ 6か月

なお、その考え方については、以下の内容とすることが適当である。

- ① 継続的業務委託の期間の算定に当たっては、業務委託に係る契約を締結した日を始期、業務委託に係る契約が終了する日を終期とする。
- ② 業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約（以下「基本契約」という。）を締結し、基本契約に基づいて業務委託を行う場合においては、継続的業務委託の期間の算定は、基本契約を締結した日を始期、基本契約が終了する日を終期とする。
- ③ 契約の更新により継続して行うこととなる業務委託の期間については、最初

の業務委託又は基本契約の始期から最後の業務委託又は基本契約の終期までを算定する。

「契約の更新により継続して行うこととなる」と判断されるためには、【1】契約の当事者が同一であり、その給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、【2】前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1か月未満であること、という2つの要件を満たす必要がある。

- ④ 期間の定めがない業務委託又は基本契約については、継続的業務委託の期間以上の期間行うものとする。

(3) ハラスメント対策に係る体制整備（法第14条関係）

○ 妊娠又は出産等に関するハラスメントとなる言動の対象事由

法第14条第1項第2号の厚生労働省令で定める事項は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 妊娠したこと
- ② 出産したこと
- ③ 妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと
- ④ 妊娠又は出産に関して法第13条第1項若しくは第2項の規定による配慮の申出をし、又はこれらの規定による配慮を受けたこと

(4) 特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針（法第15条関係）

法第15条の規定に基づき、第12条から第14条までに定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な事項は、別紙の内容とすることが適当である。

(5) 中途解除等の事前予告・理由開示（法第16条関係）

イ 事前予告の方法

法第16条第1項の厚生労働省令で定める予告の方法は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 書面を交付する方法
- ② ファクシミリを利用してする送信の方法
- ③ 電子メール等の送信の方法（記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

なお、②による予告は特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、③による予告は特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、到達したものとみなす。

ロ 事前予告の例外事由

法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める場合は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合
- ② 他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下「元委託業務」という。）の全部又は一部を特定受託事業者に再委託した場合であって、当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、当該特定受託事業者に再委託した業務（以下「再委託業務」という。）の大部分が不要となった場合その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除（契約の不更新の場合を含む。）をすることが必要であると認められる場合
- ③ 基本契約に基づいて業務委託を行う場合又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合であって、契約期間が短期間（30 日間以下）である一の契約（個別契約）を解除しようとする場合
- ④ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約を解除することが必要であると認められる場合
- ⑤ 基本契約を締結している場合であって、特定受託事業者の事情により、相当な期間、個別契約が締結されていない場合

ハ 理由開示の方法

法第 16 条第 2 項の厚生労働省令で定める開示の方法は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 書面を交付する方法
- ② ファクシミリを利用してする送信の方法
- ③ 電子メール等の送信の方法（記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

なお、②による予告は特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、③による予告は特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、到達したものとみなす。

ニ 理由開示の例外事由

法第 16 条第 2 項の厚生労働省令で定める場合は、以下の内容とすることが適当である。

- ① 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ② 他の法令に違反することとなる場合

ホ その他

法第 16 条に定める事項については、(4) の特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針の対象となっていないことを踏まえ、以下の内容について解釈

通達やリーフレット等において記載し、周知を行うことが適当である。

- ① 解除の考え方について、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で一定の事由がある場合に事前予告なく解除することができるように定めていた場合であっても直ちに事前予告が不要となるものではなく、法に規定する事前予告の例外事由に該当するか否か判断が必要となることとする。

また、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間の合意に基づく場合には「契約の解除」には当たらないと解されるが、当該合意に係る特定受託事業者の意思表示が自由な意思に基づくものであったかどうかについて慎重に判断することが必要となることとする。

- ② 法第 16 条の「契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）をしようとする場合」について、本条が、特定業務委託事業者が「契約の解除をしようとする場合」と同様のものとして「契約の不更新をしようとする場合」に 30 日前の予告を義務づけていることを踏まえれば、不更新をしようとする意思をもって「契約を更新しない」状態となる場合にのみ予告を義務づけることとし、以下のとおり整理することとする。

（契約の不更新をしようとする場合に該当すると考えられる例）

- （i）切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合
- （ii）断続的な業務委託契約であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合

（契約の不更新をしようとする場合に該当しないと考えられる例）

- （iii）業務委託契約の性質上一回限りであることが明らかである場合
- （iv）断続的な業務委託契約であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合

なお、（iv）の場合について、次の契約申込みを行わないことが明らかになった時点でその旨を伝達することが望ましい。

- ③ 口の④「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」の解釈について、発注者の一方的な事情により例外事由が濫用されてしまうことを防ぐため、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」を、労基法第 20 条の「責めに帰すべき事由」の考え方と同等程度に、限定的に解すこととし、その場合の考え方等を以下のとおり整理することとする。

（考え方）

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とは、特定受託事業者の故意、過失又はこれと同視すべき事由であるが、判定に当たっては、業務委託契約の内容等を考慮の上、総合的に判断すべきであり、「特定受託事業者の責めに帰すべき事

由」が法第 16 条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、従って特定業務委託事業者に特定受託事業者に対し 30 日前に解除の予告をさせることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限る。

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とすべき事例を挙げれば、

- ・ 原則として極めて軽微なものを除き、業務委託に関連して盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為のあった場合、また一般的にみて「極めて軽微」な事案であっても、特定業務委託事業者があらかじめ不祥事件の防止について諸種的手段を講じていたことが客観的に認められ、しかもなお特定受託事業者が継続的に又は断続的に盗取、横領、傷害等の刑法犯等又はこれに類する行為を行った場合、あるいは業務委託と関連なく盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為があった場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・ 賭博、風紀紊乱等により業務委託契約上協力して業務を遂行する者等に悪影響を及ぼす場合。また、これらの行為が業務委託と関連しない場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・ 業務委託の際にその委託をする条件の要素となるような経歴・能力を詐称した場合及び業務委託の際、特定業務委託事業者の行う調査に対し、業務委託をしない要因となるような経歴・能力を詐称した場合
- ・ 特定受託事業者が、業務委託契約に定められた給付及び役務を合理的な理由なく全く又はほとんど提供しない場合
- ・ 特定受託事業者が、契約に定める業務内容から著しく逸脱した悪質な行為を故意に行い、当該行為の改善を求めても全く改善が見られない場合

(6) 厚生労働大臣の権限の委任（法第 23 条関係）

法第 23 条の厚生労働省令に定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる厚生労働大臣の権限は、以下の内容とすることが適当である。

- ・ 法第 17 条第 2 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

3 おわりに

別紙 特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（案）

参考資料 1 特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 開催要綱

参考資料 2 特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 開催経過